

労働者派遣法に基づくマージン率の情報提供

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、マージン率情報を下記の通り公開します。

記

1. 労働者派遣法に基づく公開情報

(対象期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

労働者派遣数 ※2025 年 6 月 1 日時点	100 名
派遣先事業所	36 事業所
労働者派遣の料金(1 日当たり)	31,086 円
派遣労働者の賃金(1 日当たり)	20,604 円
マージン率	33.7%
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別	労使協定締結済み (終期：2027 年 3 月 31 日)
当該労使協定の対象となる範囲	全ての派遣労働者

※マージン率 = (派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金平均額)÷派遣料金の平均額

2. マージン率に含まれるもの

- ・ 社会保険料：雇用主として負担する社会保険料
(労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険など)
- ・ 事業運営費：広告宣伝費、営業・管理・採用活動、事業運営にあたる労働者の人件費
旅費交通費、通信費、地代家賃
- ・ 福利厚生：年次有給休暇、在宅勤務手当、退職金、慶弔金、社員寮費、帰省旅費
定期健康診断、ストレスチェックの実施、特別休暇
- ・ 教育研修費：階層別社会人研修 (管理職研修、若手研修、新人研修)
情報セキュリティ研修

3. 教育に関する事項

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
新人研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
若手研修	雇入時、入社 2 年目、入社 3 年目	OFF-JT	無償	有給
管理職研修	待機中	OFF-JT	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先：総務部 soumu@d-dsn.co.jp